

住宅リフォーム等補助金制度を25年度も行います。

嵐山町では、平成25年度も引き続き住宅リフォーム等補助金制度を実施します。住宅改善を促進するとともに、住宅関連業種の振興及び町民生活の向上を図るため、町民自らが所有し、自らが居住する住宅を町内業者で20万円以上（消費税含む）の改修工事を実施した場合及び耐震改修設計費用を嵐山町住宅リフォーム等補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付します。

住宅リフォーム等補助金は、工事着手前の申請が必要です。工事着手後の申請は、受付できませんので注意してください。

1. 申し込みの資格（すべてに該当する方）

- (1) 申し込み時において、嵐山町に住民登録又は外国人登録のある方。
- (2) 補助の対象となる個人住宅の所有者であり、かつその住宅に居住している方。
- (3) 対象となる改修工事について、町で実施している同様の補助制度による補助金の交付を受けていない方。
- (4) 嵐山町住宅リフォーム等補助金制度を利用していない方。

2. 補助金の額

- (1) リフォーム等に要した工事金額の100分の10に相当する額。
- (2) 20万円を限度とします。

3. 補助対象工事

- (1) 申請者自らが居住している住宅のリフォームであること。
- (2) 町内事業者が実際に行う工事であること。
- (3) リフォーム工事金額が20万円以上であること。

【リフォーム等の例】

- ・建物の内外装の改修工事
- ・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修工事（下水道等接続工事は除く）
- ・耐震改修設計については、嵐山町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成21年告示第20号）により耐震診断を行った後の耐震改修設計費用



※申請方法などの詳しいお問い合わせは、企業支援課までお電話ください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720

木造住宅建て替え工事補助金を25年度も行います。

嵐山町では、平成25年度も引き続き木造住宅建て替え工事補助金制度を実施します。町民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを促進するため木造住宅建て替え工事補助金を交付します。

木造住宅建て替え工事補助金は、工事着手前の申請が必要です。工事着手後の申請は、受付できませんので注意してください。

1. 補助対象既存住宅（すべてに該当する方）

- (1) 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された木造の住宅。
- (2) 申請時までには埼玉県が実施する簡易耐震診断を受け、その結果、総合評価が1.0未満の住宅。

2. 申し込みの資格（すべてに該当する方）

- (1) 申し込み時において、嵐山町に住民登録又は外国人登録のある方。
- (2) 補助の対象となる既存住宅の所有者であり、かつその住宅に居住している方。
- (3) 木造住宅建て替え工事補助金の交付を受けていない方。

3. 補助金の額

- (1) 建て替え工事金額の100分の10に相当する額。
- (2) 50万円を限度とします。



4. 補助対象工事

- (1) 申請者自らが居住している木造住宅建て替え工事であること。
- (2) 町内事業者が実際に行う工事であること。

※今年度は補助限度額を50万円で行います。申請方法などの詳しいお問い合わせは、企業支援課までお電話ください。

木造住宅耐震診断・耐震改修補助金を25年度も行います。

昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て専用住宅又は兼用住宅につきまして、木造住宅耐震診断補助金は3万円を限度に、木造住宅耐震改修補助金は20万円を限度に交付しております。

※申請方法などの詳しいお問い合わせは、企業支援課までお電話ください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720